福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正（第21号）…… 1

○福岡市職員等旅費支給条例施行規則の一部改正（第22号）…… 2

○福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部改正（第23号）…… 2

○福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正（第24号）…… 2

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部改正（第25号）…… 3

○単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正（第26号）…… 4

訓　　令

○職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（第１号）…… 5

規　　則

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第21号

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（昭和31年福岡市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市職員等旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第22号

福岡市職員等旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「福岡市会計帳簿諸表等様式規則（昭和39年福岡市規則第21号）に定める様式」を「福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）第35条の２第１項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第23号

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則（昭和43年福岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第24号

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則（昭和26年福岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項第１号ア中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同号イ中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を

「100分の122.5」に改め、同項第２号ア中「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、同号イ中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、同項第３号ア中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則中第17項を削り、第18項を第17項とする。

別表⑶の項中「クリーンパーク・東部所長」を「埋立管理事務所長」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第25号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（昭和32年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

126		284,800	316,700	346,300	395,800	
127		285,400	317,300	346,900	396,500	
128		286,000	317,900	347,500	397,200	
129		286,500	318,500	348,200	397,700	
130		287,100	319,100	348,800		
131		287,700	319,700	349,400		
132		288,300	320,300	350,000		
133		288,800	320,900	350,700		
134		289,400	321,500	351,300		
135		290,000	322,100	351,900		
136		290,600	322,700	352,500		を
137		291,100	323,300	353,200		
138		291,700	323,900	353,800		
139		292,300	324,500	354,400		
140		292,900	325,100	355,000		
141		293,400	325,700	355,700		
142		294,000	326,300	356,300		
143		294,600	326,900	356,900		
144		295,200	327,500	357,500		
145		295,700	328,100	358,200		

」

「

126		284,800	316,700	346,300		
127		285,400	317,300	346,900		
128		286,000	317,900	347,500		

	129		286,500	318,500	348,200		
	130		287,100	319,100	348,800		
	131		287,700	319,700	349,400		
	132		288,300	320,300	350,000		
	133		288,800	320,900	350,700		
	134		289,400	321,500	351,300		
	135		290,000	322,100	351,900		
	136		290,600	322,700	352,500		に
	137		291,100	323,300	353,200		
	138			323,900	353,800		
	139			324,500	354,400		
	140			325,100	355,000		
	141			325,700	355,700		
	142			326,300	356,300		
	143			326,900	356,900		
	144			327,500	357,500		
	145			328,100	358,200		」

改める。

別表第２　１級の項中「現場作業監督員又は」を削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第26号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第２備考第１項第２号中「現場作業監督員又は」を削る。

別表第６　138の項から145の項までを次のように改める。

138			102	74
139			103	75
140			104	76
141			105	77
142			106	78
143			107	79
144			108	80
145			109	81

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

訓　　令

福岡市訓令第１号

職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成６年福岡市達甲第８号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

第４条第１項中「４時間」の次に「（任命権者が特に認める場合にあっては、３時間45分）」を加える。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています